

### ～ 上下水道課 から ～

#### 水道メーターの取替えについて

平成18年度に有効期間が満了する水道メーターの取替えを実施いたします。

今年度は、下記集落を対象に行いますので、請負業者が各戸に伺いましたら、ご協力くださるよう宜しくお願いします。

◇対象集落（小泊地域）

花丘、入船、下前上・中・浜

◇取替実施期間

9月上旬から11月末まで

取替に係る費用は無料です。

地下メーターと壁付地上メーターの両方を取替えますので、メーターボックスの上には物を置かないようにお願いします。

担当 上下水道課 小泊事業所  
電話 64 - 3756

# なかどまり

## 役場情報

このコーナーは、町からの情報が盛り沢山です。さらにくわしく知りたい方は、担当へお気軽におたずねください。

中泊町役場 ☎57-2111 小泊支所 ☎64-2111

### ～ 健康福祉課 から ～

#### 中泊町戦没者追悼式

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「平成18年度中泊町戦没者追悼式」を次のとおり挙行することとなりました。

日時 9月1日（金）午前11時から

場所 慰霊碑前（中里中央公民館横）

雨天時は、中里中央公民館大ホール

戦没者の遺族の方で参列を希望される方は、8月28日（月）迄にお申込みください。

なお、中里遺族会及び小泊遺族会会員の方については、遺族会事務局に把握していただきますので健康福祉課への申込みは不要です。

担当 福祉係 内線21

集つがる子どもブックフェア

## むかしばなしの記憶

～ 親から子へ ～

数から子へ、語り継がれる昔話の記憶を、子どもたちに伝えていく。むかしばなしの記憶を、親から子へ。

楽しい体験  
いっぱい!

楽しい発見  
たくさん!

### 8月27日(日)

中泊町総合文化センター「バルナス」

9:00～ 子どもの本の展示（貸出可能なものもあります）  
むかしばなしクイズ、児童書のリサイクルなど

10:00～ 読書団体による発表

- ・あまのつばき（中泊町）
- ・むかしばなし（中泊町）
- ・あまのつばき（中泊町）
- ・あまのつばき（中泊町）

12:00 終了

※ 申し込み・参加料などは必要ありません。  
多くの方のご来場をお待ちしています。

主催：集つがる子ども読書活動推進委員会  
共催：青森県教育委員会、中泊町教育委員会

お問い合わせは  
中泊町健康課 0173-66-1111まで

### 建築板金・屋根工事一式・ステンレス加工・取付け

青森県知事許可・第-3978号

# 三上板金

中泊町薄市字玉清水21-62 ☎・FAX 58-3470



### 総合建設業

新しさの中に歴史と伝統の技あり

# 株式会社 北信建設

中泊町豊島字豊本49-2 ☎57-3639 FAX 57-3038

HOKUSHIN-GRANT 五所川原 ☎27-3909

～ 図 書 館 か ら ～

今月のMiniコレクション

「夏はカンタン 豆腐のおかず」

「第135回直木賞」受賞者のこれまでの作品をテーマにした本の展示をします。

新刊情報

灰色のピーターパン	石田 衣良	文藝春秋
乱鴉の島	有栖川有栖	新潮社
世田谷一家殺人事件	斎藤 寅	草思社
赤々煉恋	朱川 湊人	東京創元社
船泊まりまで	片山 恭一	小学館

～本の寄贈ありがとう～

佐々木公穂さん 231冊 加藤 千春さん 237冊  
 尾野 光行さん 79冊  
 大切に使用させていただきます。

～ 町 民 課 か ら ～

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険法では、災害などの特別な事情がないのに保険税を1年間滞納すると、保険証を返還していただくことになっております。

その場合、「被保険者資格証明書」を交付されることとなりますが、これでお医者さんにかかるときは、いったん全額を支払っていただくこととなります。

保険税は、国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。

今後とも、国保事業についてご理解とご協力をお願いします。

担当 国保係 内線33

また、随時国保税の納付相談を行っております。ご利用下さい。

担当 税務課徴収係 内線45

～ 教 育 委 員 会 か ら ～

パソコンサークル会員募集

パソコンサークルを開講します。初心者大歓迎です。興味のある方ぜひおこし下さい。

日時 8月22日から毎週火曜日  
午後7時から9時まで

場所 中泊町中央公民館

担当 教育委員会 電話69 - 1112

～ 建 設 課 か ら ～

県道三厩小泊線（増泊林道）  
通行止めについて

路肩決壊による道路工事のため、小泊ダムから旧三厩村間での区間が通行止めとなります。

通行止めの期間

平成18年7月12日から平成18年11月14日まで

(以降冬季閉鎖)

通行止めの区間

小泊ダムから小泊と旧三厩村の郡界（峠）

担当 土木係 内線66

小泊支所 管理課 64 - 2111

今月の納税〈納税期限 8月31日〉

- 町県民税 2期
- 国民健康保険税 2期

担当 税務課課税係 内線46・47

一般建築工事一式・一般土木  
足場・枠型工事一式

北日本建築

中里亀山488-3 TEL57-5107  
FAX57-5107

すし・てんぷら・定食

食事処

すし定

大小宴会ご予約承ります

営業時間 AM11:30～PM1:30 PM5:00～PM11:00

定休日 第1・3・5月曜日

中泊町小泊字小泊412-1 TEL 64-2365

# 農業者年金

## 農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

### 保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます

- ①60歳までに**保険料納付期間が20年以上**見込まれること。  
 (旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者を除く)は、旧制度(平成13年12月末まで)の保険料納付済期間等も合算できます。)
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が**900万円以下**であること
- ③下記の**区分1~5のいずれかに該当**する人

### 国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

### 最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年を限度として、通算して最長20年間(補助額は最高216万円です)

### 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

### 農業老齢年金と特例付加年金



◇問い合わせ先 JAまたは農業委員会まで



農地の権利名義を持たない後継者



畜産農業者

施設園芸等農業者など

# 魅力 いっぱい。

## 少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の確定拠出型年金です。年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせします。

## 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7,000円までの間で1,000円単位で自由に選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

## 80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

## 公的年金ならではの 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です。）

保険料などの年金資産は、農業者年金基金が分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、毎年度各個人に運用益を配当しますが、この運用益は非課税です。

将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

## 農業者の方なら 広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

こんな人が  
加入できます。



農業経営者

農地の権利名義を持たない配偶者



農業従事者

## 保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も保険料支払い前と同じ税率が適用されるものとして試算しています。

## ～ 町 民 課 か ら ～

### 人権擁護委員を知っていますか？

○人権擁護委員ってこんな人

人権擁護委員は、それぞれの市町村で国民の基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、もし、侵害があった場合は、その相談相手になり、適切な処理を講ずることによって救済をはかり、また、人権思想の普及高揚にも努めています。

人権擁護委員は、地域住民の中から人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。

○いつでもご相談に応じます。

人権擁護委員は、自宅でいつでも皆さんの相談に応じています。

相談内容については、秘密は守ります。また、相談は無料で、むずかしい手続きもありません。

人権相談には、いじめ・体罰、部落差別問題をはじめ、家庭内の問題（夫 婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）、借地借家の問題、隣近所とのもめ事、外国人差別の問題など非常に幅広い問題が持ち込まれています。

人権擁護委員は、気軽な相談相手です。

○中泊町の人権擁護委員の紹介

中村 盛江 中里地域 電話 57 - 2522

菊池 俊一 中里地域 電話 57 - 2752

今 久雄 中里地域 電話 57 - 2654

竹谷 利男 小泊地域 電話 64 - 3208

佐藤 俊吉 小泊地域 電話 64 - 2401

藤田美智子 小泊地域 電話 64 - 2109

担当 労政係 内線34

### 新たに創業を行う事業主に対する支援について

平成18年7月1日付で地域創業助成金の中泊町の地域重点分野が厚生労働省より承認されました。

これにより下記に該当する事業を実施する事業主に対して助成金が給付されます。

#### 地域創業助成金

○概要

地域に貢献する事業（地域重点分野＝中泊町では食料品製造業・飲食料品小売業・一般飲食店）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する者（65歳未満）を常用労働者（必ず1名必要）及び短時間労働者として2名以上雇用した場合に、創業及び雇入れにかかる経費について助成金が給付されます。

○主な要件

- 1) 地域貢献事業を主たる事業として行う法人を設立又は個人事業を開業すること
- 2) 継続して雇用する労働者を2人以上（うち1人以上は非自発的離職者）を雇い入れること

○受給額

- 1) 創業後6ヶ月以内に支払った創業経費の2分の1
- 2) 非自発的離職者1人あたり  
常用労働者：30万円  
短時間労働者：15万円

担当 労政係 内線34  
又は中泊町商工会 電話 57 - 2733

## ～ 健 康 福 祉 課 か ら ～

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者へ

児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者は毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要です。この届を出さないと支給されません。また、2年間提出しないと受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

（受付期間）

児童扶養手当 8月1日～8月31日まで

特別児童扶養手当 8月11日～9月8日まで

担当 福祉係 内線24



山百合会の皆さん



中里町横笛愛好会の皆さん

## ～ 静 和 園 か ら ～

### ◇慰問

- ・「山百合会」会長 粕谷ミキエ (つがる市)  
会員 8 名が来園。創作舞踊を 1 時間にわたり披露してくれました。
- ・「中里町横笛愛好会」会長 長利伝三  
会員11名が来園。入所者へジュースを持参され、ねぶた囃子や獅子舞踊等の演奏を 1 時間にわたり披露してくれました。

### ◇ボランティア

- ・「宮越兼雄氏」中泊町  
二日間にわたり「松の木」の剪定をしていただきました。

### ◇寄贈

- ・太子食品 (株)・・・納豆

担当 静和園 電話57 3101

## ～ 健 康 福 祉 課 か ら ～

### 第 2 回中泊町敬老会 送迎バス(小泊地域)運行時刻について

下記により送迎バスを運行しますので、ご利用下さい。

小泊老人憩いの家	8 : 15
↓	
小泊漁協前	8 : 25
↓	
下前上バス停前	8 : 40
↓	
下前漁協前	8 : 45
↓	
折戸バイパス停留所	8 : 55
↓	
中泊町体育センター着	9 : 35

なお、帰りは午後 1 時45分を予定しております。

担当 福祉推進係 内線21

## ～ 環 境 衛 生 課 か ら ～

### 中里地域指定の販売ごみ袋 1袋25枚入りが20枚入りに変更

店頭販売価格はこれまでと同じ305円

これまで、中里地域指定の販売ごみ 1 袋を25枚入り305円で店頭販売していましたが、原油・ナフサの度重なる高騰により、どうしても値上げをしなければなりません。

中里地域の皆さんには、毎日使用のごみ袋の値上げにより、生活費の負担増となりますがなにとぞご了承くださいるようお願いいたします。

◇価格改定日 次回入荷する 8 月中旬を予定

◇対象商品 ・普通ごみ袋 (大)  
・リサイクル用ごみ袋 (大)

◇販売金額と 1 袋入り枚数

- ・店頭販売金額は305円
- ・ 1 袋25枚入りが20枚に変更

◇お 願 い

1 枚 3 円 5 銭の値上がりとなりますが、これまで同様、ごみ出しには指定袋を使用されるようお願いいたします。

◇問い合わせ先

中泊町商工会 電話 57 - 2733